

提供日 2024/04/30
タイトル 建設業者に対する監督処分
担当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連絡先 建設業班 望月
TEL 054-221-3058



建設業者に対して監督処分を行いました。

- 1 処分を受けた者
商号 有限会社笠井技建
所在地 富士市永田北町8-1
許可番号 静岡県知事一般建設業許可第032989号
許可業種 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、
タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業
- 2 処分内容
建設業許可の取消し
- 3 監督処分を行った日
令和6年4月30日
- 4 処分理由
有限会社笠井技建の役員は、静岡地方裁判所富士支部において、過失運転致傷の罪により執行猶予付きの禁錮刑の判決を受け、令和3年7月6日に当該判決が確定し、その執行猶予期間が経過していないことが判明した。
このことは、建設業法第8条第12号（役員等のうちに、同条第7号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に該当する。